

定期保険普通保険約款 (平成21年11月17日改定)

この保険の趣旨

この保険は、被保険者の男女別・年齢別に適切な死亡保障を提供する保険期間1年の商品です。

1 会社の責任開始日・保険証券

第1条 (会社の責任開始日)

- 会社は、次に定める日を契約日とし、契約日から保険契約上の責任を負います。
 - 第1回保険料を口座引落としにより受領した場合
会社が第1回保険料を口座引き落としにより受領した日の属する月の翌月1日
 - 第1回保険料を現金で受領した場合
会社所定の保険契約申込書および被保険者に関する告知書を記入した告知日と第1回保険料を受領した日のいずれか遅い方の日の直後の締切日(毎月20日とします。)の翌月1日
 - 会社が、保険契約の申込みを承諾した場合には、次条に定める事項を記載した保険証券を保険契約者に交付します。

- 契約日前であっても第1回保険料の払込日(口座振替の場合は引落日)後に支払事由が生じた場合、契約の引受条件を満たしていれば第1回保険料の払込日(口座振替の場合は引落日)から保障します。

2 保険証券

前条第1項3号に規定する保険証券には、次の各号の事項を記載します。

- 保険契約の種類および保険証券番号
- 契約日ならびに保険期間の始期および終期
- 保険料およびその支払方法
- 支払事由
- 保険金額およびその支払方法
- 被保険者の氏名および契約時の年齢
- 保険契約者の氏名または商号等
- 保険金の受取人を定めたときは、その氏名または商号等
- 特約が付加されたときは、その特約の種類、特約保険金額等
- 保険証券の作成地、作成年月日、会社名および代表取締役の氏名

2 保険金の支払

第3条 (死亡保険金)

この保険契約の死亡保険金は、つぎのとおりです。

種類	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に死亡したとき	証券記載の死亡保険金額(死亡時の死亡保険金額とする。) (契約日以後、半年未満に不慮の事故以外の事由により死亡した時は証券記載の死亡保険金額の20パーセント、半年以上1年以上に不慮の事故以外の事由により死亡した時は証券記載の死亡保険金額の50パーセントとする。)	死亡保険金受取人

第4条 (死亡保険金の支払)

- 死亡保険金の支払いについて、被保険者の生死が不明な場合でも、被保険者が死亡したものと会社が認めたときは、死亡保険金を支払います。
- 保険金の支払事由において、更新前契約と更新後契約の保険期間は、継続されたものとみなします。

第5条 (死亡保険金を支払わない場合)

- この保険契約で、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合(以下「免責事由」という。)は次のとおりです。

種類	免責事由
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかに該当したとき (1)加入後3年内に被保険者の自殺により死亡したとき (2)契約者または死亡保険金受取人の故意または重大な過失により死亡したとき (3)加入時にすでに生じていた傷害または疾病を原因として、加入後5年内に死亡したとき

- 保険金の免責事由に該当して保険金が支払われない場合、会社はすでに払い込まれた保険料のうち未経過部分(次の払込期月の契約応当日の前日までの保険料相当額とし、1ヶ月未満の端数は切り捨てます。以下、本約款において、「未経過保険料」といいます。)を払い戻します。

ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより、免責事由に該当した場合は、払い戻しません。

- 死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払います。

第6条 (戦争その他の変乱の場合の特例)

- 被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡した場合に、それによつて死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に重大な影響を及ぼす認められるときは、会社は、その程度に応じ、死亡保険金を削減して支払うことがあります。ただし、この場合でも、第5条第2項に定める未経過保険料を下回ることはありません。

- 死亡保険金を削減して支払うときは、会社は、保険金の受取人に通知します。

第7条 (保険期間中の保険料の増額又は保険金の減額)

- 保険期間中において収支に著しい影響を及ぼすと判断した場合、会社の定めにより主務官庁へ届出等を行つたうえで保険料の増額または保険金の減額を行なうことがあります。
- 保険契約者は、いつでも、保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の保険金額は、最低保険金額を上回ることを要します。
- 保険金額の減額部分は、解約したものとして取扱い、第25条(解約返戻金)の規定を適用します。
- 保険契約者が本条の減額を請求するときは、別表記載の請求書類を会社に提出することを要します。

第8条 (保険金の削減払い)

急激に保険金の支払が増加し、著しく収支が悪化したときは、会社の定めにより主務官庁へ届出等を行つたうえで保険金を削減して支払うことがあります。

第9条 (告知義務)

会社が保険契約の締結、または保険期間中に増額をする際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社所定の書面で質問した事項について、被保険者はその書面により告知することを要します。

第10条 (告知義務違反による解除)

- 前条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実が告知されなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、保険契約を解除することができます。
- 保険金の支払事由が生じた後でも、会社は、保険契約を解除することができます。
- 前項の場合、保険金を支払いません。すでに保険金を支払っていたときは、保険金の全額返還を請求します。
- 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由が解除の原因となつた事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払います。
- 保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者の住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、保険金の受取人に通知します。
- 前項において、保険契約者が住所の変更を会社に通知しなかつたときは、会社の知つた最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。
- 保険契約を解除するときは、会社は、すでに払い込まれた保険料のうち、未経過保険料を払い戻します。

第11条 (保険契約を解除できない場合)

- 会社は、次のいずれかに該当する場合には、告知義務違反による保険契約の解除をすることができません。
 - 保険契約の締結の際、解除原因となる事実を、会社が知つたか、または過失のため知らなかつたとき。
 - 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」という。)が、保険契約者または被保険者が第9条の告知をすることを妨げたとき。
 - 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し第9条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - 解除の原因となる事実を、会社が知つた日からその日を含めて1ヶ月を経過したとき。
 - 保険契約が、契約日からその日を含めて2年をこえて有効に継続し、保険金の支払事由が発生しなかつたとき。

- 保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があつたときは、会社は、保険契約を取り消すことがあります。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第12条 (詐欺による取消し)

保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があつたときは、会社は、保険契約を取り消すことがあります。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第13条 (不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもつて保険契約を締結したときは、その保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第14条 (重複契約による取消し)

被保険者がこの保険契約に重複して加入していた場合は、保険契約締結時の契約日が最も古い保険契約のみ有効に継続させ、他の重複する保険契約は、すべて取消します。取消しなかつた保険契約については、すでに払い込まれた保険料を払い戻します。また、取消しなかつた保険契約に対して保険金を支払っている場合は、その返還を請求します。

第6条 (戦争その他の変乱の場合の特例)

- 被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡した場合に、それによつて死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に重大な影響を及ぼす認められるときは、会社は、その程度に応じ、死亡保険金を削減して支払うことがあります。ただし、この場合でも、第5条第2項に定める未経過保険料を下回ることはありません。

4 重大事由による解除

第15条 (重大事由による解除)

- 会社は、次の各号のいずれかの場合には、保険契約を将来に向かつて解除することができます。
 - 保険契約者が、この保険契約の保険金を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
 - 被保険者または保険金の受取人が、この保険契約の保険金を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
 - この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があつた場合。
 - 他の保険契約が重大事由によって解除されることなどにより、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が会社に対する信用を損ない、この保険契約を継続することを期待しない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合。
 - 会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信用を損ない、この保険契約の存続を困難とする前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合。
- 保険金の支払事由が生じた後でも、前項により保険契約を解除することができます。この場合には、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときはその全額の返還を請求します。
- 保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者の住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、保険金の受取人に通知します。
- 保険契約が解除された場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料のうち、未経過保険料を払い戻します。ただし、第1項第1号に該当するときは支払いません。
- 保険契約を解除するときは、会社は、責任準備金その他の返戻金を払い戻しません。

5 保険料の払込み・保険契約の失効

第16条 (保険料の払込み(回数))

- 保険料の払い込み方法は、年払・半年払・月払のいずれかとします。
- 第2回以後の保険料は、払込期間中、被保険者が生存している間、次に定める方法に従つて、月払または半年払の金額を払込期月内に払込まなければなりません。
- 第2回以後の保険料の払込期月は、払込方法(回数)に応じて、次のとおりとします。
 - 月払契約の場合
月払契約の場合、契約者は毎月月末までに、翌月の保障のための保険料を口座振替によって払込むことを要します。その保険料を払い込むべき月の初日から末日までを払込期月とします。
 - 半年払契約の場合
半年払契約の場合、契約者は半年後の月末までに、翌月以降6ヶ月分の保障のための保険料を払込むことを要します。その保険料を払い込むべき半年後の月の前月の初日から末日までを払込期月とします。
 - 第2回以後の保険料が払込期月の末日までに払込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、会社は、その払込まれた保険料を保険契約者(死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人)に払い戻します。
 - 保険料が払込まれないまま、払込期月の末日までに保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差引きます。

第17条 (保険料の払込方法(経路))

- 保険料の払込方法(経路)は、次の各号に定める方法によって行います。ただし、(2)に定める払込方法(経路)は、会社が特に必要と認めた場合に限ります。
 - 会社の指定した金融機関等の口座振替により払込む方法
 - 会社の指定した金融機関等の口座に送金することにより払込む方法
 - 現金で払込む方法
- 保険料の払込方法(経路)が会社の取扱範囲をこえたときはまたは会社の取扱条件に該当しなかつたときは、保険契約者は、保険料の払込方法(経路)を他の払込方法(経路)に変更しなければなりません。この場合、保険契約者が保険料の払込方法(経路)の変更を行つまでの間の保険料については、会社の指定した場所に払込まなければなりません。

第18条 (保険料の払込猶予期間および保険契約の失効)

- 保険料が払込期月までに払込まれなかつた場合、保険料の払込猶予期間があります。保険料の払込猶予期間は払込期月の翌月初日から翌々月10日までとします。
- 未払いの保険料は、保険料払込猶予期間中に払込むことを要します。
- 未払いの保険料は、現金又は口座振替で払込むことも出来ます。
- 保険料が猶予期間中に払込まれる場合、未払いの保険料と当月支払うべき保険料を合わせて払込むことを要します。
- 月払契約で、保険料払込猶予期間に未払いの保険料のみが払い込まれた場合、保険料払込猶予期間は、払込まれた保険料の月数分延長されます。
- 月払契約の場合、保険料を口座振替により契約者の指定した銀行口座等から引落す場合、未払いの保険料と当月支払うべき保険料を合算した額を引落します。
- 保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したときは、最後に支払

われた保険料の保障月の翌月1日にさかのぼり失効とします。

- 失効した契約に対して、失効後に発生した保険金支払事由による保険金は支払いません。
- 保険契約が効力を失つた場合、会社は、その保険契約を解除します。
- 10.失効した契約に対して解約返戻金はありません。
- 11.会社は、保険契約の復活を取扱いません。
- 12.保険契約者が保険契約の効力を復活を要望する場合は、再度保険契約の申込をしなければなりません。
- 13.新たに申込みされる保険契約に適用する約款は、保険契約の再申込時において会社が使用する約款とします。

6 保険契約者

第20条 (保険契約者の変更)

- 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、この保険契約上の権利義務一切を第三者に承継させることができます。
- 前項の場合に会社が承諾したときは、保険証券に表示します。
- 保険契約者が本条の変更を請求するときは別表記載の請求書類を会社に提出することを要します。

7 契約年齢および性別の誤りにかかる処理

第22条 (契約年齢)
被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年齢で計算し、1年末満の端数については切り捨てるものとします。

第23条 (契約年齢および性別の誤りにかかる処理)

- 被保険者の契約年齢および性別に誤りがあつた場合には、次のように処理します。
 - 契約日および当該誤りの事実が発見された日における実際の契約年

を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

3.保険金の受取人の死亡時以降、保険金の受取人の指定が行われていない間に保険金の支払事由が発生したときは、保険金の受取人の死亡時の法定相続人で保険金の支払事由の発生時に生存している者を保険金の受取人とします。

4.前項により保険金の受取人となつた者が複数いる場合は、その受取割合は均等とします。

5.第1項および第3項に定める指定または変更をするときは<別表>記載の請求書類を会社に提出することを要します。

第28条（遺言による保険金受取人の変更）

1.第27条に定めるほか、保険契約者は保険金の支払事由が発生するまでは法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。

2.前項の保険金受取人の変更是、被保険者の同意がなければその効力を生じません。

3.前2項による保険金受取人の変更是保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければこれを会社に対抗することができません。

第29条（事故の通知）

保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金受取人は遅滞なく会社に通知しなければなりません。

第30条（保険金の請求）

保険金受取人は<別表>記載の保険金請求書類により、会社に保険金の支払を請求することを要します。

第31条（保険金の支払時期および支払場所）

1.保険金は、事実の確認のため特に日時を要する場合のほか、その請求に必要な書類が会社の本社に到着してからその日を含めて5営業日以内に、会社の指定した場所で支払います。ただし、事実の確認が必要なときは、5営業日を過ぎることがあります。その場合には保険金受取人に請求を受けてから5営業日以内にその旨を通知し、事実を確認次第保険金を支払います。

2.事実の確認のため特に日時を要する場合とは、保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合とします。これらの場合において、保険契約の締結時から保険金等請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社が指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、保険金等を支払うべき期限は約款等に定める必要書類が会社に到達した日からその日を含めて45日を経過する日とします。

(1)保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合、第3条に定める保険金の支払事由に該当する事実の有無

(2)保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合、保険金の支払事由が発生した原因

(3)告知義務違反に該当する可能性がある場合、会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

(4)この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合、前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約締結の目的または保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3.前項の確認を行うために、以下の各号に掲げる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して当該各号に規定する日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

(1)前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会

180日

(2)前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての学究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定

180日

(3)前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての保険契約者、被保険者または死亡保険受取人を被疑者として、調査、起訴その他の刑事手手続きが開始されたことが報道等から明らかな場合における前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果について、警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会

180日

(4)前項各号に定める事項についての日本国外における調査

180日

4.第2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかつたときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任は負わず、その間は保険金等を支払いません。

5.第2項または第6項の場合には、保険金を支払うために確認が必要な事項および保険金を支払うべき期限を、会社は、保険金を請求したときに通知します。

6.第1項から第3項に定める期日をこえて保険金を支払う場合は、会社は、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を保険金の受取人に支払ます。ただし第4項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、会社は、遅滞の責任を負いません。

11 契約者配当金

第32条（契約者配当金）

この保険契約には、契約者配当金はありません。

12 時効

第33条（時効）

保険金その他本保険契約による諸支払金の支払を請求する権利は、その請求者が、その権利行使できる時から3年間請求がないときは、消滅します。

13 管轄裁判所の合意

第34条（管轄裁判所の合意）

本保険契約に関する訴訟については、会社の所在地を管轄する高等裁判所の管轄する裁判所のみを第一審の合意管轄裁判所とします。

14 保険契約の更新

第35条（保険契約の更新）

1.この保険契約の保険期間が満了する場合、会社は、保険期間満了日の2ヶ月前までに更新後の契約内容等を保険契約者に通知し、保険契約者が、保険期間満了日の1ヶ月前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、更新され継続するものとします。ただし、更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえる場合には、更新できません。

2.更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同じとします。

3.更新された保険契約の保険料は、更新時の被保険者の男女別・年齢別によって計算します。

4.保険契約者は、更新後の保険契約の第1回保険料を、更新日の属する前月の末日までに、会社に払い込んでください。この場合、第18条（保険料の払込猶予期間および保険契約の失効）第1項および第19条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱い）第1項の規定を準用します。

5.猶予期間中に前項の保険料の払込みがないときは、保険契約は更新されず、最後に支払われた保険料の最後の保障月の翌月1日にさかのぼって消滅します。

6.本条の規定によってこの保険契約が更新された場合には、次の各号とのおり取扱います。

(1)第3条（死亡保険金）および第11条（保険契約を解除できない場合）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。

(2)更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率を適用します。

7.第1項から前項までの規定にかかわらず、会社は事後検証の結果、この保険の計算の基礎率と実際が乖離したときは更新する保険契約の保険料等の見直しを行なうことがあります。また、更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき、またはこの保険が不採算であったときは、この保険契約は更新されません。保険契約の更新を取扱わないときは、会社は、保険契約の保険期間満了日の2ヶ月前までに保険契約者にその旨を通知します。

15 特則

第36条（特別条件特則）

1.被保険者の身体の状態・健康状態が通常の場合と異なる場合、特別条件を付けて引受けます。

2.特別条件は次のうち1あるいは2つ以上とします。

(1)特定部位・特定疾病不担保法

別表1に定める身体の特定の部位の疾病もしくはこれに起因する疾患を原因とし、また別表2に定める特定の疾患もしくはこれと相当因果関係のある疾患を原因（直接・間接を問いません）として、責任開始日以降に生じた保険金の支払事由については、会社は保険金を支払いません。

(2)保険金削減法

会社が定めた保険金についてその保険金の支払事由が生じたときは、その保険金の保険金額に別表3に定める削減割合を乗じて得た金額を引いた金額を保険金として支払います。

3.特別条件特則を付して契約を引受けける場合、第1条の規定にかかわらず、責任開始日は次の通りとします。

(1)第1回保険料を口座引落しとして受領した場合

会社が第1回保険料を口座引落しとにより受領した日の属する月の翌月1日

(2)第1回保険料を現金で受領した場合

会社が提示した特別条件を契約者が承諾した日と、第1回目保険料を受領した日のいずれか遅い方の日の直後の締切日（毎月20日とします）の属する月の翌月1日

4.特別条件特則を付して契約を引受けける場合、保険証券にその条件を記載します。

第37条（保険料一括引落し特則）

1.第2回以降の保険料を口座から引落す場合、契約者が同一で引落し口座が同一の契約の保険料は、合算して引落します。

2.口座の残高が上記の保険料の合計額に満たずにつり落しができなかつた場合、保険料を一括して引落そうとした全ての契約の保険料は払込まれなかつたものとします。

3.保険料が猶予期間中に払込まれる場合、未払いの保険料と当月支払うべき保険料を合わせて振替ます。また、口座の残高が振替する保険料の総額に満たない場合、その口座から引落とすすべての保険料が払い込まれなかつたものとして取り扱います。ただし、現金による集金等で保険料払込猶予期間に未払いの保険料のみが払い込まれた場合でも契約は継続します。

<別表> 請求書類

[Ⅰ] 保険金の請求の場合

[死亡保険金]

- (1)会社所定の保険金請求書
- (2)医師の死亡診断書または死体検案書
- (3)被保険者の本人確認書類
- (4)保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書
- (5)保険証券

(備考)

会社は、上記以外の書類の提出を求め、または提出書類の一部省略を認めることができます。会社が必要と認めたときは、事実の確認を行い、または会社指定の医師による被保険者の診断を求めることがあります。

[Ⅱ] その他手続き請求の場合

[死亡保険金受取人の変更]

- (1)名義変更請求書
- (2)保険契約者の印鑑証明書
- (3)保険証券

【解約】

- (1)保険契約解約請求書
- (2)保険契約者の印鑑証明書
- (3)保険証券

【保険金の減額】

- (1)保険金減額請求書
- (2)保険証券
- (3)契約者の本人確認書類

【保険契約者の変更】

- (1)契約者変更請求書
- (2)保険証券
- (3)現契約者の本人確認書類

(備考)

上記にかかわらず、会社が必要と認めたときは、被保険者の住民票に代えて被保険者の戸籍抄本を求めることがあります。また、会社は、上記以外の書類の提出を求め、または提出書類の一部省略を認めることができます。

別表1

特定部位不担保法により不担保とする部位

部位コード	身体部位の名称
1	眼球および眼瞼付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼瞼内組織を含みます。）
2	耳（外耳、中耳、耳豆、鼓膜、聴神経および乳様突起を含みます。）
3	鼻（鼻腔および副鼻腔を含みます。）
4	喉頭および喉頭内
5	口腔、咽頭、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
6	頭部（当該神経を含みます。眼球、眼瞼付属器、耳（内耳、中耳、外耳）、聴神経を含みます。）、乳様突起、鼻（副鼻腔を含む）、心臓
7	心臓
8	甲状腺
9	食道
10	胃、十二指腸および空腸
11	小腸および大腸
12	盲腸（乳様突起を含みます。）
13	直腸
14	直腸および肛門
15	肝臓、胆嚢および胆管
16	脾臓
17	肺臓、胸膜、気管、気管支、気管支、胸膜および胸郭
18	脛骨（脛孟を含みます。）
19	足
20	夢丸、副夢丸、精管、精索および精囊
21	子宮、卵管、卵巣および子宮付属器
22	乳房（乳腺を含みます。）
23	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰囊ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）
24	頸椎部（当該神経を含みます。）
25	胸椎部（当該神経を含みます。）
26	腰椎部（当該神経を含みます。）
27	仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
28	左肩関節部
29	右肩関節部
30	左鎖骨